

北海道選挙管理委員会告示第53号

第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第56条及び最高裁判所裁判官国民審査法第26条の規定により、一般の投票期日によらない投票区及びその投票区の投票期日を次のとおり定める。

令和3年10月19日

北海道選挙管理委員会委員長 石 塚 正 寛

市区町村名 (留萌振興局管内)	投票区名	投票期日
羽幌町	第 7 投票区	令和3年10月29日
同	第 8 投票区	同